



島根県報

平成25年3月29日（金）

第2,482号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の指定	（医 療 政 策 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	2
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（5件）	（ " ）	3
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	8
浜田港港湾計画の変更の概要	（港 湾 空 港 課）	8
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値	（建 築 住 宅 課）	9
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料	（ " ）	15

【訓 令】

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正	（市 町 村 課）	18
--------------------------------	-----------	----

【公 告】

認定特定非営利活動法人の認定（2件）	（環 境 生 活 総 務 課）	18
仮認定特定非営利活動法人の仮認定（2件）	（ " ）	19
基本測量の終了（2件）	（用 地 対 策 課）	19
都市計画決定の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	20
都市計画変更の図書の縦覧	（ " ）	20

【雑 報】

公営住宅法の規定による江津市営住宅及び共同施設の管理の実施	（建 築 住 宅 課）	21
公営住宅法の規定による隠岐の島町公営住宅及び共同施設の管理の実施	（ " ）	22

告 示

島根県告示第192号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認 定 期 間
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

島根県告示第193号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

五十猛加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第194号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部構造転換支援資金の項を次のように改める。

構造 転換 支援 資金	中小企業者又は組合であつて、次の要件の全てに該当し、構造転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金を必要とするもの (1) 取扱金融機関等の支援体制が確保されていること。 (2) 商工会議所等の指導	運転 資金	120,000,000 円	年2.55 パーセ ント	年2.40 パーセ ント	12年以内	1年以 内据置 き 原則と して元 金均等 月賦	法人1 人以上 個人原 則とし て不要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 によ る。	要 （年0.4 パーセ ント以 上1.7パ ーセン ト以 下）	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しま ね
----------------------	---	----------	------------------	--------------------	--------------------	-------	--	---------------------------------	---	--	---	---

	機関の指導 を継続して 受ける体制 が確保され ているこ と。 (3) 構造転換 に係る基盤 強化によ り、業況の 好転が明確 に計画され ているこ と。										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表特別融資の部長期経営安定緊急資金の項を削り、同表の注の1中「構造転換支援資金（原油高関連分対象者に係るものに限る。）、収益体質強化資金、長期経営安定緊急資金及び資金繰り安定化対応資金の取扱期間は平成25年3月31日保証承諾分までとし、おもてなし処整備支援資金」を「おもてなし処整備支援資金、収益体質強化資金及び資金繰り安定化対応資金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成25年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第195号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン菅田店 松江市学園二丁目228番地

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）村井 正平

（変更後）梅本 和典

- (4) 変更の年月日
平成25年 3月 1日
- 2 届出年月日
平成25年 3月15日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第196号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン出雲店 出雲市渡橋町1066番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）村井 正平
（変更後）梅本 和典
- (4) 変更の年月日
平成25年 3月 1日
- 2 届出年月日
平成25年 3月15日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第197号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン出雲食品館 出雲市天神町151外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）村井 正平

（変更後）梅本 和典

(4) 変更の年月日

平成25年 3月 1日

2 届出年月日

平成25年 3月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第198号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号	山西 泰明	
フクハラアーシャル(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	平成25年1月14日退店
(株) タカキペーカーリー	広島県広島市安芸区中野東3丁目7番1号	高木 誠一	平成23年11月15日退店
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
四方田 芳治	島根県出雲市今市町北本町5-5-19	四方田 芳治	平成14年6月30日退店
笹川 光吉	滋賀県大津市京町4丁目4番20号	笹川 光吉	平成16年11月30日退店
(有) 春光社	島根県大田市大田町大田口947-16	大野 義治	平成18年4月23日退店
(有) オカ	島根県簸川郡斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
槇野 薫	島根県簸川郡斐川町大字上直江981-2	槇野 薫	平成19年9月2日退店
(株) 三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番2号	多根 幹雄	
(株) タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地の1	新開 純也	
(有) フジカラスポット	島根県簸川郡斐川町上直江1301-1	藤江 康典	平成25年1月6日退店
(株) ワールド通信	島根県八束郡鹿島町大字名分1127-9	井上 紀子	平成14年1月31日退店

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	

(有) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	平成23年10月1日住居表示変更
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	多根 幹雄	平成21年12月1日住所変更
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	清水 元	平成15年7月1日社名変更 平成24年6月19日代表者変更 平成25年3月4日住所変更
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	平成16年12月1日入店
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市安佐南区西原9-1-4	中須賀 賢一	平成22年9月17日入店
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 悦子	平成20年7月20日入店

2 届出年月日

平成25年3月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン益田店 益田市乙吉町イ95番地10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 村井 正平

(変更後) 梅本 和典

(4) 変更の年月日

平成25年 3月 1日

2 届出年月日

平成25年 3月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第200号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
鹿足郡吉賀町	平成18年度～24年度	44枚	1冊	九郎原	平成25年 3月18日

島根県告示第201号

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第3条の3第9項の規定により、浜田港港湾計画の変更 (軽易な変更) の概要を次のとおり告示する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 港湾計画の概要

平成9年島根県告示第386号によりその概要を告示し、平成11年島根県告示第298号、平成16年島根県告示第271号及び平成20年島根県告示第988号により計画の変更（軽易な変更）を告示し、並びに平成24年島根県告示第674号により計画の変更を告示した浜田港港湾計画について、船舶の大型化に対応するため変更した事項は、次のとおりである。

小型船だまり計画

地 区 名	施 設 名	規 模
長浜地区（長浜北小型船だまり）	小型栈橋	1基（延長120メートルうち100メートル既設）
	泊地	水深 6メートル 面積 1ヘクタール

2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

島根県告示第202号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第12条第2項の規定により、利便性に係る数値を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第6条の規定により告示し、平成25年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）は、廃止する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

所 在 地	団地の名称	区 分	竣工年度	利便性に係る数値
松江市	幸町	高層耐火構造10階建	平成4	0.98
			平成5	
	長者原	中層耐火構造4階建 中層耐火構造3階建	昭和61	0.93 (第313号の住戸に あつては、0.95)
			昭和61	
	山代	耐火構造2階建	平成7	0.94
	古志原	中層耐火構造4階建	平成4	0.94
			平成5	
	浜佐陀	中層耐火構造3階建 中層耐火構造4階建	平成4	0.92
			平成5	
	淞北台	中層耐火構造4階建	昭和44	0.92
			昭和45	
			昭和46	
			昭和47	
	第二山代	簡易耐火構造2階建 中層耐火構造4階建	昭和52	0.93 0.94 (第2号棟第104号 の住戸にあつて は、0.96)
昭和58				
昭和59				
八幡	中層耐火構造4階建	昭和49	0.89	
八重垣	中層耐火構造4階建	昭和51	0.92	

		昭和52	(第916号及び第1113号の住戸にあっては、0.94)
		昭和53	
茶白山	中層耐火構造4階建	昭和53	0.91
		昭和54	(第312号の住戸にあっては、0.93)
比津が丘	中層耐火構造4階建	昭和55	0.93
	中層耐火構造3階建	昭和56	(第4号棟第106号、第5号棟第104号及び第8号棟第104号の住戸にあっては、0.95)
		昭和57	
	高層耐火構造10階建	昭和56	
高層耐火構造9階建	昭和58		
湖北	中層耐火構造4階建	昭和58	0.89
東津田	中層耐火構造4階建	昭和58	0.93
第二湊北台	中層耐火構造3階建	昭和60	0.92
		昭和61	(第212号、第411号及び第612号の住戸にあっては、0.94)
		昭和62	
新古曾志	中層耐火構造3階建	昭和63	0.93
		平成元	
		平成2	
		平成3	
津田明神	中層耐火構造3階建	昭和63	0.96
西津田	中層耐火構造4階建	平成元	0.93
東光台	耐火構造2階建	平成3	0.92
古江	中層耐火構造4階建	平成14	0.92
	中層耐火構造3階建	平成14	
湯町	簡易耐火構造2階建	昭和50	0.81
宍道緑が丘	中層耐火構造3階建	平成14	0.84
	耐火構造2階建	平成14	
揖屋	中層耐火構造4階建	平成元	0.807
		平成2	
	中層耐火構造3階建	平成2	0.8237
	中層耐火構造5階建	平成22	

				0.8239)
	羽入	中層耐火構造4階建	昭和54	0.784
			昭和55	
			平成24	0.809
	南廻山	木造2階建	平成22	0.825 (第111号、第121号、第212号及び第222号の住戸にあつては、0.8257)
浜田市	緑ヶ丘	高層耐火構造10階建	平成6	0.99
	周布	中層耐火構造3階建	平成元	0.92
			平成2	
	汐入	中層耐火構造4階建	昭和52	0.95 (第115号及び第116号の住戸にあつては、0.97)
			昭和53	
			昭和55	0.93
			平成8	0.97
			平成9	
	平成10			
		木造2階建	平成24	
	浜田漁民	中層耐火構造4階建	昭和45	0.93
			昭和46	
	二反田	中層耐火構造3階建	平成10	0.99
			平成11	
	石原	中層耐火構造4階建	昭和55	0.95 (第213号及び第313号の住戸にあつては、0.97)
			昭和57	
黒川	中層耐火構造4階建	昭和58	0.97	
		昭和59		
日脚	中層耐火構造3階建	昭和61	0.94 (第313号及び第414号の住戸にあつては、0.96)	
		昭和62		
		昭和63		
笠柄	中層耐火構造3階建	平成2	0.97	
		平成3		
		平成4		
		平成5		
片庭	高層耐火構造6階建	平成21	1.00	
三隅駅前	中層耐火構造4階建	昭和59	0.88	
向野田	木造2階建	昭和59	0.88	

	第二向野田	木造2階建	昭和59	0.89	
出雲市	天神	中層耐火構造4階建	昭和42	0.97	
			昭和44		
			平成5		
				平成7	0.98
		中層耐火構造3階建	平成3		
			平成4		
	平成7				
	上島	簡易耐火構造2階建	昭和40	0.91	
	古志	中層耐火構造4階建	昭和45	0.95	
			昭和46		
	小山	中層耐火構造4階建	昭和47	0.97	
			昭和49		
			昭和50		
			昭和51		
	一の谷	中層耐火構造4階建	昭和53	0.96 (第115号、第314号及び第315号の住戸にあっては、0.98)	
			昭和54		
			昭和55		
	大津	中層耐火構造4階建	昭和57	0.97	
			昭和58		
			昭和59		
		中層耐火構造3階建	昭和58		
	塩冶	中層耐火構造3階建	昭和61	0.98	
		中層耐火構造4階建	昭和63		
有原	中層耐火構造3階建	平成2	0.98		
今市	耐火構造2階建	平成15	1.00		
	中層耐火構造5階建	平成16			
灘分	中層耐火構造3階建	平成7	0.97		
牧戸	中層耐火構造4階建	昭和49	0.96		
		中層耐火構造3階建	平成12	0.98	
			平成13		
小境	簡易耐火構造2階建	昭和57	0.95		
		昭和61			
	中層耐火構造3階建	昭和58			
		昭和60			
		昭和61			
駅南	中層耐火構造3階建	平成6	1.00		
山内	中層耐火構造3階建	平成14	0.98		
	耐火構造2階建				
	中層耐火構造3階建	平成15			

		耐火構造2階建		
	直江	中層耐火構造3階建	昭和62	0.96
			昭和63	(第312号の住戸に あつては、0.98)
			平成3	
	荘原	中層耐火構造3階建	平成8	0.99
			平成9	
			平成10	
益田市	染羽	中層耐火構造3階建	昭和59	0.97
	沖田	中層耐火構造3階建	平成元	0.98
	久城	耐火構造2階建	平成17	1.00
			平成18	
			平成20	
		中層耐火構造4階建	平成21	
	久城東	中層耐火構造3階建	昭和62	0.97
				(第013号の住戸に あつては、0.99)
	矢田	中層耐火構造3階建	平成2	0.97
	高津	中層耐火構造4階建	平成4	0.98
			平成5	
			平成7	
		中層耐火構造3階建	平成4	
	原浜	中層耐火構造4階建	昭和56	0.96
			昭和57	
			昭和58	
		中層耐火構造3階建	昭和57	(第312号の住戸に あつては、0.98)
	高角	中層耐火構造3階建	昭和59	0.95
			昭和60	
			昭和61	
			昭和62	
			平成元	
	土井	木造2階建	昭和59	0.96
	新矢田	中層耐火構造3階建	昭和63	0.98
	吉田南	中層耐火構造3階建	平成4	0.98
			平成5	
	飯田	中層耐火構造3階建	平成8	0.99
			平成9	
			平成10	
	吉田	高層耐火構造6階建	平成15	1.00
	仙道	木造2階建	平成19	0.96
			平成20	
大田市	沢田	中層耐火構造3階建	平成11	0.99
			平成12	

			平成13		
			平成18		
	諸友	中層耐火構造 3 階建	昭和55	0.97 (第113号及び第213号の住戸にあつては、0.99)	
安来市	臼井	耐火構造 2 階建	平成16	1.00	
			平成18		
			平成19		
			中層耐火構造 3 階建	平成17	
	東臼井		中層耐火構造 4 階建	平成12	1.00
			耐火構造 2 階建		
			中層耐火構造 4 階建	平成13	
			中層耐火構造 3 階建		
	神塚		中層耐火構造 3 階建	平成11	1.00
				平成12	
和田		中層耐火構造 4 階建	昭和59	0.97	
			昭和62		
			昭和63		
江津市	星島	簡易耐火構造平家建	昭和42	0.94	
	沖の浜	簡易耐火構造 2 階建	昭和51	0.91	
			昭和52		
	新星島	中層耐火構造 4 階建	昭和54	0.97 (第111号及び第113号の住戸にあつては、0.99)	
			昭和55		
			昭和56		
			昭和57		
	青山	中層耐火構造 3 階建	昭和59	0.95	
			昭和60		
			昭和61		
昭和62					
渡津	中層耐火構造 3 階建	平成 7	0.99		
		平成 8			
江津中央	中層耐火構造 4 階建	平成19	1.00		
東高浜	中層耐火構造 4 階建	平成23	1.00		
雲南市	上郡	中層耐火構造 3 階建	昭和56	0.94	
			昭和57		
飯石郡飯南町	赤名	準耐火構造 2 階建	平成21	0.96	
			平成22		
		木造 2 階建	平成23		
鹿足郡津和野町	桂川	簡易耐火構造 2 階建	昭和53	0.95	
			昭和54		
	青原	簡易耐火構造 2 階建	昭和50	0.91	

鹿足郡吉賀町	溝上	簡易耐火構造 2 階建	昭和51	0.93
			昭和52	
	皆富	簡易耐火構造 2 階建	昭和56	0.94
			昭和57	
隠岐郡西ノ島町	新由良	木造 2 階建	平成12	0.98
		木造平家建	平成12	
隠岐郡隠岐の島町	船原	中層耐火構造 3 階建	平成14	0.98
	宮城ヶ丘	中層耐火構造 3 階建	昭和55	0.96
			昭和56	
			昭和57	
月無	中層耐火構造 3 階建	平成11	0.99	

島根県告示第203号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第50条第1項の規定により、入居者駐車場の使用料を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第19条第2項の規定により告示し、平成25年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）は、廃止する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

所在地	団地の名称	使用料
松江市	幸町団地	1,785円
	長者原団地	1,680円
	山代団地	1,575円
	古志原団地	1,785円
	浜佐陀団地	1,470円
	湍北台団地	— (630円)
	第二山代団地	1,680円
	八幡団地	1,365円
	八重垣団地	1,575円
	茶白山団地	1,575円
	比津が丘団地	1,785円
	湖北団地	1,470円
	東津田団地	1,680円
	第二湍北台団地	1,680円
	新古曾志団地	1,575円
	津田明神団地	1,785円
	西津田団地	1,470円
東光台団地	1,470円	
古江団地	1,470円	
湯町団地	—	

		(420円)
	宍道緑が丘団地	1,470円
	揖屋団地	1,470円
	羽入団地	—
		(315円)
	南廻山団地	1,470円
浜田市	緑ヶ丘団地	1,680円
	周布団地	1,365円
	汐入団地1	1,575円
	汐入団地2	1,470円
	汐入団地3	1,470円
	汐入団地4	1,680円
	浜田漁民団地	1,575円
	二反田団地	1,680円
	石原団地	1,575円
	黒川団地	1,575円
	日脚団地	1,470円
	笠柄団地	1,785円
	片庭団地	2,100円
	三隅駅前団地	1,260円
	向野田団地	1,260円
	第二向野田団地	1,260円
出雲市	天神団地	1,575円
	上島団地	—
		(210円)
	古志団地	1,260円
	小山団地	1,785円
	一の谷団地	1,470円
	大津団地	1,575円
	塩冶団地	1,680円
	有原団地	1,680円
	今市団地	1,575円
	灘分団地	1,260円
	牧戸団地	1,365円
	小境団地	1,260円
	駅南団地	1,575円
	山内団地	1,260円
	直江団地	1,260円
	荘原団地	1,470円
益田市	染羽団地	1,575円
	沖田団地	1,785円
	久城団地	1,470円

	久城東団地	1,365円
	矢田団地	1,365円
	高津団地	1,680円
	原浜団地	1,470円
	高角団地	1,470円
	土井団地	1,470円
	新矢田団地	1,470円
	吉田南団地	1,680円
	飯田団地	1,470円
	吉田団地	1,890円
	仙道団地	1,050円
大田市	沢田団地	1,365円
	諸友団地	1,470円
安来市	臼井団地	1,785円
	東臼井団地	1,680円
	神塚団地	1,470円
	和田団地	1,575円
江津市	沖の浜団地	— (315円)
	新星島団地	1,470円
	青山団地	1,365円
	渡津団地	1,365円
	江津中央団地	1,575円
	東高浜団地	1,470円
飯石郡飯南町	赤名団地	1,155円
鹿足郡津和野町	桂川団地	— (315円)
鹿足郡吉賀町	溝上団地	— (210円)
	皆富団地	— (105円)
隠岐郡西ノ島町	新由良団地	1,260円
隠岐郡隠岐の島町	船原団地	1,260円
	宮城ヶ丘団地	1,260円
	月無団地	1,365円

備考

- 1 使用料は、1駐車区画当たりの月額使用料である。
- 2 入居者が2駐車区画の使用許可を受けた場合の2台目の駐車区画の使用料は、上表に掲げる使用料の2倍とする。
- 3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 () 内の使用料は、未整備の駐車区画に対して適用される使用料である。
- 5 「汐入団地1」は「汐入団地の1号棟及び2号棟」を、「汐入団地2」は「汐入団地の3号棟」を、「汐入団

地3」は「汐入団地の新5号棟、新6号棟及び新7号棟」を、「汐入団地4」は「汐入団地の8号棟、9号棟及び10号棟」を示す。

訓**令****島根県訓令第2号**

本 庁
地方機関

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年島根県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第1項中「に、」を「に置く場合にあつては」に改め、「情報政策課長」の次に「と、本庁及び地方機関の庁舎以外の施設に置く場合にあつては情報政策課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年3月29日から施行する。

公**告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あしづえ
- 2 代表者の氏名
園山 土筆
- 3 主たる事務所の所在地
島根県松江市八雲町平原481番地1
- 4 認定の有効期間
平成25年3月5日から平成30年3月4日まで

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人療育センター燦々
- 2 代表者の氏名
佐藤 比登美
- 3 主たる事務所の所在地

島根県出雲市平田町2944番地 1

4 認定の有効期間

平成25年 3月 7日から平成30年 3月 6日まで

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 仮認定特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくりネットワーク島根

2 代表者の氏名

山本 謙

3 主たる事務所の所在地

島根県松江市古志原五丁目 2番43号

4 仮認定の有効期間

平成25年 3月 1日から平成28年 2月29日まで

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 仮認定特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まごころサービス松江センター

2 代表者の氏名

勝部 加代

3 主たる事務所の所在地

島根県松江市古志原一丁目14号

4 仮認定の有効期間

平成25年 3月 1日から平成28年 2月29日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成25年 2月28日に終了した旨国土交通省国土地理院院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間

平成24年 8月 1日から平成25年 2月28日まで

-
- 3 作業地域
浜田市
-

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成25年2月28日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量 新ジオイド・モデル精度評価）
- 2 作業期間
平成24年10月1日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
出雲市、益田市、大田市
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
出雲市多伎町口田儀の一部
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）特別用途地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
松江市東出雲町域の準工業地域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、江津市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年 3月29日

島根県住宅供給公社理事長 錦 織 厚 雄

1 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 江津市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅

市営江津中央団地外23団地及び共同施設

3 江津市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 江津市営住宅管理条例（平成9年江津市条例第31号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手続きに関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡請求に関する事務
第55条	市営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

(2) 江津市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 江津市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 江津市営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年 3月29日

島根県住宅供給公社理事長 錦 織 厚 雄

1 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 隠岐の島町に代わって住宅の管理を代行する公営住宅

隠岐の島町公営住宅要木団地外22団地及び共同施設

3 隠岐の島町に代わって行う公営住宅の管理の内容

(1) 隠岐の島町公営住宅管理条例（平成16年隠岐の島町条例第193号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	住宅入居の手続きに関する事務
第12条	同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	修繕費用の負担に関する事務
第25条	公営住宅休止届に関する事務
第27条	公営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	公営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項から第3項まで	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	公営住宅の退去手続きに関する事務
第42条	公営住宅の明渡し請求に関する事務
第55条	公営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

(2) 隠岐の島町公営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 隠岐の島町公営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日までの期間